

令和7年9月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年9月12日（金）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和7年9月12日（金） 午前9時00分
散 会 日 時	令和7年9月12日（金） 午後4時19分
委 員 長	市ノ川 徳宏
委員会出席委員	
委 員 長	市ノ川 徳宏
副 委 員 長	藤 村 孝 志
委 員	秋 谷 修 茂 利 博 之 中西 耕二郎 古 山 大 輔
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聽 者	

議題

議案番号	議題名	審査結果
第75号	鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	原案可決
第76号	市道の路線の廃止について	原案可決
第77号	市道の路線の認定について	原案可決
第78号	鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例	原案可決
第79号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第83号	令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
第84号	令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認定
第87号	令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第88号	令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認定
第90号	令和6年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第91号	令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	認定
第92号	令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定について	認定

委員会執行部出席者

(都市建設部)

都市建設部長	五十嵐 剛
都市建設部副部長	山崎 淳一
都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長	福智秀一
都市建設部参事兼建築住宅課長	中島 隆晶
都市建設部参事兼市街地整備課長	秋山 信行
道路課長	林 信敏
道路課副参事	山崎 忠義
(上下水道部)	
上下水道部長	大堀 勝彦
上下水道部副部長	伊藤 正一
経営業務課長	矢澤 恭子
水道課長	山崎 真也
下水道課長	田口 裕一
水道課副参事	大綱 岳志
吹上支所長	戸ヶ崎 徹
川里支所長	山縣 一公

書記 星圭也
書記 大谷直樹

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。秋谷修委員と茂利博之委員にお願いをいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第75号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例、議案第76号 市道の路線の廃止について、議案第77号 市道の路線の認定について、議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分、議案第83号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第87号 令和6年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第88号 令和6年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第90号 令和6年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第91号 令和6年度鴻巣市公共下水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第92号 令和6年度鴻巣市農業集落排水事業会計利益の処分及び決算認定についての議案12件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第76号及び議案第77号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第75号、議案第78号、議案第79号、議案第83号について、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第84号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第87号、議案第88号、議案第90号、議案第91号及び議案第92号について、各議案ごとに執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、補正予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願ひいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第76号及び議案第77号について、一括して執行部の説明を求めます。

(道路課長) おはようございます。議案第76号及び議案第77号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。

関連がございますので、一括してご説明いたします。初めに、議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。B—719号線でございますが、起点を鴻巣市小松1丁目520番1地先とし、終点を鴻巣市小松1丁目513番1地先とします。幅員が0.91メートル、延長61.22メートルです。

次に、市道B—1025号線でございますが、起点を鴻巣市小松1丁目520番1地先とし、終点を鴻巣市小松1丁目521番1地先とします。幅員が1.83から1.84メートル、延長が65.48メートル。これら2路線につきましては、市有財産処分に伴い廃止するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー2の市道認定図及び路線の認定につきましては、公図の写しも併せて御覧ください。市道B—1038号線でございますが、起点を鴻巣市松原3丁目4386番1地先とし、終点を鴻巣市松原3丁目4386番28地先とします。幅員が4.5メートル、延長が96メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

続きまして、次ページの図面ナンバー3の市道認定図を御覧ください。

市道 C—656号線でございますが、起点を鴻巣市滝馬室字上闇1410番9地先とし、終点を鴻巣市滝馬室字上闇1410番19地先とします。幅員が5.00メートル、延長62.51メートルの路線で、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第76号及び議案第77号について質疑を求めます。質疑はございませんか。

(古山) それでは、B—719号線とB—1025号線の各払下げの金額を伺います。

(道路課長) お答えします。

B—719号線、B—1025号線の部分の払下げ価格については、1平米当たり1万4,900円となります。

以上です。

(古山) それでは、B—1025号線の一部の土地は払下げで、一部は市道から外すということですけれども、その外れた市道の区分は何になるのか伺います。

(道路課長) 外れた区分につきましては、市として管理はしますけれども、道路という扱いではございません。

(道路課副参事) 申し訳ございません。認定はしませんが、こちらについては道路ということになります。

以上です。

(茂利) すみません。今のB—1025号線につきまして、現場での説明を受けて、今古山委員からも質問があったのですけれども、1.83から1.84の

部分をということで話がありまして、実際に住宅として車の出入りがあるのですけれども、あそこの市道に関してはあの状態で残しておいて、市の道路として管理するということでおろしいのでしょうか。

(道路課長) そのとおりでございます。

(中西) 道路の幅員についての質問になりますけれども、例えばB—1038号線のほうでは幅員では4.5メートルというところで、ただC—656号線においては5メートル。この辺やっぱり6メートルだとか、4.5メートルだとか、5メートルだというところの違いがあるのですけれども、その辺の基準というのがあるのでしょうか。

(道路課長) お答えします。

鴻巣市の開発指導要綱によりまして、開発面積によって幅員が定められております。今回の最初の松原B—1038号線につきましては、1,500平米以上6,000平米未満の4.5メートル以上という決まりに定められて幅員を決定しております。

以上になります。

(藤村) 廃止路線のB—1025号線なのですけれども、よく分からぬのですけれども、認定はしないけれども道路というのはどういう意味なのか、もう少し詳細に説明いただけたらと思うのと、その廃止のところ、一部は隣の空き地の業者さんが購入されるということで、となるとあそこのところは市の道路と新しく購入される業者さんが多分2つあると思うのですけれども、そこに隣接している民家が2つあったと思うのですけれども、奥のほうの民家に自動車が止まっていたので、そこを出入りするのかなと思うのですけれども、その方のうちに対して何か影響というはあるのでしょうか。

(道路課長) 2軒目の家に対して何か不利益が生じるかということについては、特にございません。

それと、認定はしないけれども道路というのは、まず払下げの申請があったことによって、今回のB—1025、719について、払下げできるかどうかの内容を基に協議を行っております。B—1025号線につきましては、全てを払い下げるわけではなくて、その一部を払い下げるということに

より全線の廃止を行っております。路線の認定をしないということにつきましては、現在鴻巣市では、行き止まり道路につきましては、基本、路線の認定は行っておりません。そのことから、今回の道路につきましては行き止まり道路という形になりますので、認定はしないということになります。

以上です。

(藤村) 先ほどの件なのですけれども、一番何か懸念されるということがその民家の方の出入りなのだけれども、後々その事業者さんが例えれば通行料をくれとか、そういうふうに言ってこないかなというふうに思って、その辺がちょっと不安には感じるのですけれども、そういう覚書とかそういうのというのは、その民家の方と事業者さんと、また市ですよね、そういう覚書みたいなのは、交わすとかそういうことはないですか。

(道路課長) 2軒目のお宅に対しての出入り部につきましては、市の道路という扱いになっていますので、特に覚書等を交わすということはしておりません。2軒目の家につきましては、その裏にも敷地がありまして、接道要件としては県道のほうもありますので、特に問題がないと考えております。

以上になります。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第76号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決する

ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について、これについて執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、議案第75号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

これは、広田中央特定土地区画整理事業の換地処分に向け、原馬室・滝馬室土地区画整理事業、北新宿第二土地区画整理事業、広田中央特定土地区画整理事業の施行規程を確認したところ、3つの土地区画整理事業において運用上の課題を解消することを目的に見直しを行うものです。主な内容としまして3点ございます。1点目は、3つの土地区画整理事業において、清算金を滞納した者に督促状を発した場合の督促手数料の徴収規定を削除します。

2つ目は、原馬室・滝馬室土地区画整理事業、北新宿第二土地区画整理事業において、延滞金の徴収規定を広田中央特定土地区画整理事業の施行規程と同様に統一をいたします。

3つ目は、北新宿第二土地区画整理事業、広田中央特定土地区画整理事業において、清算金の分割納付を希望する場合の申出期間を変更します。また、これらの改正を行うほか、引用法令や文言の整理を行います。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) 議案第75号について質問させていただきます。

まず、1点目の改正の理由というところで今説明をいただいたのですけれども、各条例を統一したりだとか、分割納付の申出期間を変更したいというところなのですけれども、これは理由としてはどういった理由からそのようになったのかというところと、あともう一点が、督促状の発送をしたときに、自分が発送したけれども、手数料を取っていたという解釈でよろしいのかどうかというところ、ちょっとその2点をお願いします。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、まず1点目のご質問にお答えをいたします。

改正の理由ですけれども、改正の理由としまして、まず督促手数料につきましては、清算金を滞納することなく納付していただくことが重要であると考えております。今後の清算金事務取扱規則の策定に当たり見直しを図ったところ、現在の運用状況や他の自治体の状況から、県内の市町では半数以上が督促手数料を徴収していないことや、督促手数料の徴収を廃止することで事務の簡素化、効率化にもつながることから、今回3つの区画整理事業において督促手数料の徴収規定を削除するものです。

次に、延滞金の徴収規定につきましては、原馬室・滝馬室土地区画整理事業、北新宿第二土地区画整理事業において、延滞金の算出基準の定めがないため、広田中央特定土地区画整理事業の施行規程と同様に、督促に係る清算金の額が100円以上ある場合に徴収し、延滞金に100円未満の端数があるときは切り捨てるなど統一を図ります。

最後に、清算金の分割納付の申出期間につきましては、北新宿第二土地区画整理事業、広田中央特定土地区画整理事業の施行規程の中で、従来は換地処分の通知日から14日以内に分割納付を申し出ることとしておりましたが、分割納付を希望するか否かの判断をするためには、ある程度の日数を要すると考えられるため、改正案ではそれぞれの区画整理事業の規模、内容、関係権利者等の人数を鑑み、規則で定めることに改める

ものとしております。こちらが改正の理由となります。

続きまして、督促手数料徴収をしていた理由ですけれども、督促手数料につきましては、これまで土地区画整理法第110条第4項の規定に基づき、清算金を滞納した者に対し督促状を発した場合には、その期限までに納付金額を納付しない場合に、地方公共団体の施行者が定める施行規程の中で督促手数料の徴収ができると規定されており、現行では原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規程、北新宿第二土地区画整理事業施行規程、広田中央特定土地区画整理事業施行規程とも督促状の送付に要する費用として、督促手数料として82円と定められております。このことから督促手数料を徴収しております。

以上となります。

(中西) そうすると、改正の理由はよく分かりました。督促状の発送をしていた理由というところで、82円、郵送料みたいなところを徴収していたので、それが、確認なのですけれども、他市の状況とか事務の効率性とかを考えたときに、ちょっとこれは、できる規定はあるのだけれども、法律の中で、そういう理由でやめようというような、こういう考え方でよろしいですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) そのとおりでございます。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

議案第75号 鴻巣都市計画事業原馬室・滝馬室土地区画整理事業施行規

程等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(下水道課長) 議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

災害等により、本市から指定を受けた排水設備指定工事店や指定給水装置工事事業者の確保が困難な場合には、他の公共下水道管理者から指定を受けた排水設備指定工事店や他の水道事業者等による工事等を特例的に認めることができるように、鴻巣市下水道条例及び鴻巣市上水道条例に追加するものです。

また、農業集落排水設備についても、鴻巣市下水道条例と同様の改正を行うため、鴻巣市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例の規定の整備を行うものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(茂利) 能登の地震のように実際に災害に遭われた市町村、ほかの市町村工事の状況はどうだったのか、分かる範囲で伺います。

(下水道課長) 令和6年度能登半島地震は、令和6年1月1日に石川県能登半島を震源とする、地震のマグニチュード7.6、石川県輪島市や志賀町では震度7を記録し、上下水道をはじめ、電気、通信等のライフラインが広範囲で寸断される被害が発生しております。この地震では、上下水道の本管が復旧し、流下機能を確保した場合でも、多くの家屋で排水設備等が破損したこと、指定工事店自身も被災したこともあり、宅内の工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れ、水の使用ができない状況が発生しました。このような状況を踏まえ

て、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、災害その他の非常の場合において、他の公共下水道管理者から指定を受けた排水設備指定工事店や他の水道事業者等による工事を特例的に認めることができます。

以上です。

(中西) 議案第78号について質問させていただきます。

改正の内容というのが災害の関係で、ほかのところが指定した事業者に行わせることができるというところなのですけれども、この改正の契機というところと、それはなぜかというと、ちょっと元の条例の中でも、ただし市長が特別の理由があると認めたときはこの限りでないという規定があるので、こちらでもそもそも対応可能なのかなというふうな感じも受けるのですけれども、何か全国的に同様の改正がされているという、そういう流れなのでしょうか。

(下水道課長) お答えします。

委員ご指摘のとおり、これまでの下水道条例の中にも市長が特別に認めた場合はというただし書がございました。今回、条例改正の一つの契機としましては、国から、国土交通省から全国の団体向けに下水道と水道それぞれに能登の地震を受けて条例改正の通知が出たものに、それを基に対応しているものでございます。その上で、下水道については、もともと市長が特別に認めたものとありましたけれども、実際に災害が発生したときに迅速に対応するためには条例改正が必要と判断して、今回の提案となります。

以上です。

(水道課長) 下水道のほうはただし書が入っているのですけれども、水道についてはそのただし書がございませんので、今回の条例の改正というふうにしております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第78号 鴻巣市下水道条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第4号）のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(古山) そのリフォームの内訳とか内容について詳細に伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) リフォームにつきましては、市営住宅の各住戸の居室内のリフォームとなります。内容につきましては、床、壁、天井の仕上げ材、またふすまの貼り替え、玄関鍵や洗面台、それと換気扇などの交換、また住戸内全体のクリーニングなどを行う予定です。以上です。

(藤村) 新規入居者のためのリフォームということなのですけれども、では今後新しく入ってきた方に対しては、全てこの住宅リフォームをするという考え方でよろしいのか、まず伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 新規の入居に関しましては、今入居申込みされている方がいらっしゃいますけれども、その方が希望される

お部屋が退去によって空き室になった時点で入居のリフォームを行っているというようなことになりますので、今後もそういった形で入居されている方が希望する部屋が空いた場合にはリフォームを順次行っていくというような形で考えております。

以上です。

(藤村) 全く例えれば半年とか1年で出る方も少ないのかなと思うのですけれども、きれいな状態で退去される方については別にする必要はないということでも考えてよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) リフォームの内容につきましては、その入居される方の部屋を個別に汚れだとか経年劣化の状況を見た中でリフォームの内容を決めて対応しておりますので、入居年数が少ない方とか、そういった方についてはリフォームの箇所が少なくなっているような状況でございます。

以上です。

(藤村) 今回の予算の601万3,000円ってあるのですけれども、リフォームにしてはちょっとお高いかなという感じはしているのですけれども、これはかなりのリフォームということでおよろしいのでしょうか。もし具体的にこういう、例えば洗面所を替える、トイレを替える、そういうことも全部含まれてのリフォームなのですか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) リフォームの内容につきましては、先ほど申しましたように劣化状況等によって変わってくるところもございますけれども、居室のお部屋の広さとか間取りによっても変わってくるところがございますので、割と広い部屋で長く入居されていたお部屋についてはリフォーム箇所が増えて、修繕費のほうも高くなるというような状況になっております。

以上です。

(藤村) リフォームというとどうしてもそういう、壁紙を替えたりとか、床を替えたりとか、あとは新しく洗面所、トイレ、台所なんかも替えるのかなと、そういう認識があるのですけれども、その辺も替えられるのでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 中の壁、床、天井とかの仕上げ材以外にも、中に入っている設備、今おっしゃっていただいた台所の流し台ですとか洗面台、あと換気扇類、場合によっては給湯器、そういういたものも交換になる場合がございます。

以上です。

(藤村) 昔から入っている人と新しく新規で入ってくる人、中のそういう洗面所とか、トイレとか、台所なんかが、やっぱり昔から入っていた人と比べるとかなりよくなるではないですか。そのことによって周りの方からいろいろ何かクレームとか出ませんか。では、やってくれるのだったら、うちも新しくしてくれよとか、そういう感じのはないですか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 今のところそういったお声はお聞きしておりません。やはり長く住まわれている方は、経年劣化等古くなっている部分もございますけれども、基本的には新しく入居される時点で我々のほうで判断して、これは交換が必要だなというものについては新しくして、使えるなというものについては清掃とクリーニングも行いますので、そういう形で使っていただいておりますので、通常のお住まいいただくのに支障があるようなことはないというふうに考えております。

以上です。

(茂利) すみません、関連づけた質問になりますけれども、市営住宅というのはどこの市営住宅で、何棟ぐらいになりますか。教えてください。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) このたびの補正予算でリフォームを行う予定にしている住宅につきましては、7戸分ございますけれども、8月4日時点で空室になっている7戸分ということになりますけれども、登戸団地が5戸、それと人形町団地が1戸、松原団地が1戸、合計7戸となります。

以上です。

(茂利) すみません、もう一点あれなのですけれども、これ私確かな情報ではないのですけれども、その入居、退去に関して、風呂釜を替えるという話もちょっと聞いたことあるのです。それは事実なのでしょうか。

ちょっと確認で。すみません。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 風呂釜につきましては、全住宅についているわけではないのですけれども、ついている住宅につきましては、やはり退去してから入居までに間が空いていたりすると給湯器に支障が出ているようなケースもございますので、そういう場合は交換するようなこともあります。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第79号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)号のうち本委員会に付託された部分、これについて原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) それでは、質問させていただきます。

八潮の事故を受けた重点点検というのはあったと思うのですけれども、行田市でもちょっと人が亡くなってしまったりとかして、そういった中、鴻巣市のほうでも点検はされていると思うのですけれども、安全確認というか、そういった面のところはどのようになっているでしょうか。

(下水道課長) 行田市の同じ調査を行っていく中で、4人の方が亡くなるという事故が発生しております。行田市の案件につきましては、調査対象が汚水と雨水の合流管という形で汚水も入り込んでいることで硫化水素の発生がかなりあったというふうに聞いております。今回本市で行う調査に関しては、雨水管ということから、硫化水素の発生に対する危険性というのはそれほど高くはないところを捉えていますが、酸欠だとかそういう部分について、同じように安全管理はしていく必要があります。これにつきましては、事故を受けて国のほうからも改めて注意喚起について徹底するようにという通知出ておりますので、今後契約後に、業者さんとの打合せの中、施工計画書等出てまいりますので、その中で安全確認に対して指導してまいりたいと考えております。

以上です。

(古山) マンホールポンプの修繕費が出ているのですけれども、こちら直る見込み、いつ頃予定されているか伺います。

(下水道課長) マンホールポンプ、今回の修繕につきましては、ポンプそのものを新たに製作して、新たに交換して設置するという手はずになりますので、発注後4か月程度かかるというふうに伺っていますので、年度内の完了を目指して進めていく形になろうかと考えております。

以上です。

(古山) それでは、今現状、壊れていることによって支障が出ているとかという是有るか伺います。

(下水道課長) マンホールポンプ施設については、全てのマンホールには2台ずつマンホールポンプを設置してございます。1台に支障が発生した場合も残りの1台で問題なく運転できるという状況をバックアップ的にも含めて設置されております。この小松マンホールポンプについて

も、もう1台のマンホールポンプについては問題なく稼働しておりますので、現在支障等は発生しておりません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はございませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はございませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 令和7年度鴻巣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前1時22分)

(開議 午前1時24分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、これについて執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前1時54分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 発言の訂正をお願いしたいと思います。

279ページの公園整備奉仕活動団体助成事業の説明の中で、奨励金の交付する事業として、令和6年度は37団体に奨励金を交付しましたと言わなければならなかったのですが、「令和7年度」と発言してしまいました。訂正のほうをよろしくお願ひいたします。

(委員長) ただいまの発言の訂正についてはご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

(中西) それでは、議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算認定について質問させていただきます。

通告しておりますので、通告の順に従って質問させていただきますけれども、まず26ページ、市道及び水路敷占用料ということで8,736万7,298円という金額という、大変大きな金額だと思うのですけれども、まず1つ、主なものはどういったものなのかということをお伺いします。

(道路課長) お答えします。

占用料についての主なものにつきましては、電柱及びガス管の占用料となっております。

以上です。

(中西) そうしますと、電柱とガス管というと、大企業というか、そういった企業さんなので、滞納とかちょっとあるのかなと心配はしていたのですけれども、あまりそういうのはないと考えてもよろしいですか。

(道路課長) 滞納についてはございません。

以上です。

(中西) 続きまして、同じく26ページ、公園使用料なのですけれども、

こちらが299万270円ということで、こちらも主なものって何か、自動販売機とかそういうものなのですか。ちょっと内容を教えていただければと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)では、お答えいたします。

主なものとしますと、公園内に設置を許可しているやはり電柱や、あとは公園内行為として許可した露店のイベントへの出店や、映画や写真撮影の公園使用料、あと上谷総合公園内屋内練習場の使用料となっております。

以上です。

(中西)では、次に行きまして、同じく26ページ、住宅使用料ということなのですけれども、こちらは説明の中で市営住宅の使用料ということでお話を伺いしていまして、家賃の滞納があるということなのですが、これは滞納というのはどういった形で対応されているのかということを教えていただければと思います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長)滞納は、今収入未済という形で計上させていただいておりますけれども、こちらのほうの対応につきましては、市のほうで滞納処理の事務処理要綱を設けておりまして、それに従い、滞納があれば、順次督促等を行いながら対応している状況です。

以上です。

(中西)次に、36ページ、社会資本整備総合交付金ということで通告はしたのですけれども、内容の説明もされましたので、こちらちょっと飛ばしまして、歳出のほうになるのですけれども、260ページ、道路台帳整備事業の中で、これが2,523万1,800円というところで、恐らく道路台帳は紙の、マイラーと、調書ということで紙で作られていると思うのですけれども、まずちょっとその辺を、どういったものなのかということをお伺いします。

(道路課副参事)道路台帳の中身といいますか、でよろしいですか。道路台帳につきましては、主に3地域で分けて実施しております。1つ目が鴻巣の市外化区域等で行っているエリア査定と呼ばれるところを実施

したところの区域。それと、川里区域につきましては国土調査を実施しているため川里地域。それと、鴻巣地域でエリア査定以外のところで実施している鴻巣、吹上地域のところで道路台帳のほうを作成しております。

(中西) そうすると、今のところ紙で作られているというイメージで大丈夫なのですか。紙で作った、マイラーで作ったものを P D F というか、画像としてデータにしているという、こういうものということでおろしいですか。

(道路課副参事) お答えします。

主なものといたしましては、質問にありましたとおり、マイラー図で作成したものをスキャナー等で読み込んで図面等には起こしております。以上です。

(中西) そうすると、マイラーで作っているというところなのですけれども、今の時代やっぱりデジタル化というところが進んでいると思いますので、あとはもう一つ、マイラーにかりかり削って、また描き直すというような形でやられても、そのマイラー職人というところもちょっと少なくなっているという話も聞いたりとかしまして、デジタル化がまずはできないのかというところで、デジタル化すれば調書のほうも、電子データ化するので、ここにどういう道路があるのだという、どんな面積でという、どこの位置にあってというところが分かりやすいと思うのです。そういうデジタル化がまずできないのかというところが 1 点と、あとウェブ、今こうのとりっぷといつて G I S を鴻巣市で公開していると思うのですけれども、このウェブで公開はできないのかと。ウェブで公開することによって必要な方が誰でも見れるというところのメリットと、あとはやっぱり道路台帳の取得ということで窓口に来られる方も多いと思うのです。こういったところのウェブで公開することによって業務効率化というところも図れるかと思いますので、そのデジタル化のところとウェブ公開のところはどんなお考えかというところの 2 点をお伺いします。

(道路課副参事) お答えいたします。

鴻巣地域、エリア査定と言われる、実施しているところにつきましては、座標等で管理している、デジタル化がされているというところになりますけれども、それ以外の区域につきましては、座標等を管理している、それは全体的に査定等を行って作成する必要がございますので、それを市内全域に広げていくことは多額の費用、労務、時間等を要することになるので、現状では難しいのかなと考えております。

それと、ウェブ化につきましてですけれども、現在窓口で閲覧可能な道路台帳、こうのとりっぷでも閲覧できるよう、こちらは業者のほうと協議をしている段階となっております。

以上です。

(中西) 分かりました。ウェブによる公開ももう協議しているということで、そのうち見られるようになるのかなという、よく分かりました。次が同じく260ページの道路境界査定事業なのですが、通達でウェブによる公開できないのかというところをちょっと質問したのですけれども、話としては同じことになるのかなと思うのですけれども、エリア査定と別で境界査定をしている部分ということなのですか。

(道路課副参事) お答えいたします。

道路境界査定事業につきましては、道路境界管理図を、個人で行った境界管理のものを公開することにより、境界不調の箇所などが特定されるおそれなどがあることから、トラブルになる原因ともなることが考えられますので、現時点では難しいかなと考えております。

以上です。

(中西) それでは、次に行きまして、266ページ、道路改修事業なのですから、こちら、ほかの工事というのも一緒だとは思うのですけれども、今、物価高とか、人手不足とか、技術者とかの不足というところがあると思うのですけれども、入札とか工事というのは何か支障があったりとか、そういうことはなかったのかというところをお伺いします。

(道路課長) 物価高騰や労務単価の上昇につきましては、最新の設計単価を用いて設計を行っており、対応できていると考えております。また、人手不足については、建設業協会などからそのような声は上がっており

ませんが、年度を通して下半期に工事が集中しないよう、工事の発注のバランスを考え、入札の手続を行っております。

それと、入札や工事につきましては順調に行われていたかの質問ですが、昨年度の道路課発注の案件について、入札の不調につきましては2件ありました。不調の原因とか理由についてはこちらでは把握できておりませんが、適正な設計による入札事務を行っておりますので、こちらとしては問題ないかなと考えております。また、工事につきましても、全て工期内に完了しておりますので、順調に行われているのではと考えております。

以上です。

(中西) 不調のちょっと原因が分からぬといふところなのですけれども、不調になったということは、もう入札者がいなかつたという、こういうことでよろしいですか。

(道路課長) 不調の理由につきましては、例えばですけれども、最低制限を全者が下回ってしまった、予定価格より上の金額を入れてしまった、あとは該当する技術者がいないため札を入れなかつた等、いろいろ原因はあると思うのですけれども、今こちらで把握できるものは、全てはちょっと確認はできません。

以上です。

(中西) そうすると、不調になったものといふのは、その後どうなる。また何か条件を変えて入札をするということなのですか。

(道路課長) 条件を変えて再度入札をかけるのが通例となっております。ただ、入札にかかる期間をもって年度内に完了するかどうかといふところもありますので、それについては慎重に協議をして発注の事務を行っております。

以上です。

(中西) では、次に行きまして、同じく幹線道路等整備事業なのですけれども、こちらも物価高や人手不足の影響や入札や工事の順調性といふところなのですけれども、これはもうさつきの答弁と併せてということなのでしょうか。

(道路課長) お答えします。

先ほどの答弁と同じような内容となります。

以上です。

(中西) では、続きまして268ページ、道路改良事業なのですけれども、こちら土地、道路用地というのを購入というところはあると思うのですけれども、その辺の単価の適正さ、道路用地を買収するに当たって、売り側というのはどうしても高く買い取ってもらいたいというところはあると思うのですけれども、市としてはやっぱり基準というところがあって、これぐらいの金額だよというふうな決まりがあるとは思うのですけれども、その辺はどういった適正さが保たれているのかというのを教えていただければと思います。

(道路課長) 土地評価及び土地鑑定評価を不動産鑑定業者に依頼して、その評価書を基に市で精査し、用地取得価格を決定していることから、取得する土地につきましては正常な取引価格で交渉していると考えております。

以上です。

(中西) そうすると、ではもう全部土地、不動産鑑定士でしたっけ、にもう鑑定して、適正な価格というところをもう鑑定しているという考え方よろしいですか。

(道路課副参事) お答えします。

土地買収につきましては、全部を土地鑑定評価を出すものではなく、一部では用地担当のほうで土地価格調査などを基に算出して買収しているところもございます。

以上です。

(中西) 土地価格調査というのは、不動産鑑定士が出した価格というところ、あと地価公示とか、何かいろいろあるとは思うのですけれども、その辺のを勘案して金額を出していると、こういうイメージでよろしいですか。

(道路課副参事) お答えします。

そうです。国で出している地価公示等を参考に算出のほうを一部してお

ります。

以上です。

(中西) そうしますと、次に行きまして、270ページ、橋梁維持事業というところなのですけれども、こちらの橋梁、結構インフラの老朽化というところで、やっぱり大分問題になっているところではあるのですけれども、これを維持するために橋梁長寿命化修繕計画の更新だとか修繕というのを行っていると思うのですけれども、これが事後保全から予防保全というところへ転換を図っているかと思うのですけれども、この予防保全の内容と、どういった効果があったかというところを教えていただければと思うのですけれども。

(道路課長) 橋梁につきましては、先ほどもおっしゃられたとおり、橋梁長寿命化修繕計画を策定して計画的な維持管理に努めているところです。この計画的な維持管理とは、これまでの橋梁の損傷による劣化が進行してから補修する事後保全から、損傷が小さいうちから補修する予防保全管理に移行することで計画的な管理を行っております。これによる効果としましては、維持管理のコスト縮減と予算の平準化を図れることと考えております。

以上です。

(中西) その維持コストの削減というところなのですけれども、なぜ削減が図れるか、その辺は、壊れてしまってから直すよりも、維持管理のための予防保全ということで、耐震ではないのですけれども、強化していくというところで、その比較においてやっぱりコストが削減を図られると、そういうことでよろしいですか。

(道路課長) おっしゃられるとおり、壊れてから直す大規模な改修において工事となると多額の費用が必要となることから、小さなひび割れとか、そういったところから直すような予防保全に切り替えて縮減を図っております。

以上です。

(中西) では、次に行きまして、272ページの都市計画決定変更事業ということで、昨年度立地適正化計画をつくっていると思うのですけれども、

こちら計画をつくった後、都市機能誘導区域と居住誘導区域ということで、スマートなコンパクトなシティーをつくっていくというところの計画だと思うのですけれども、この計画をつくった後の展開といいますか、そういったものはどうなっているのか教えていただければと思います。
(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)では、お答えいたします。

こちらの立地適正化計画を策定することにより、地方公共団体等が行う事業に対しまして国庫補助金の活用が可能となります。現在は、都市構造再編集中支援事業を活用することで、都市機能や住居環境の向上に資する公共施設の誘導及び整備に対し、集中的な整備を行うと考えております。こちら駅前のエレベーターとか、その辺が対象になってきますので。

以上です。

(中西) そうすると、国庫補助というところがつきやすいのかなということを思うのですけれども、まだ何か今後もそういった国庫補助みたいなのは検討するというか、考えられるものがあるというところなのかなと。この考え方でよろしいのか、お伺いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 国庫補助のほうにつきましては、先ほどちょっと説明させていただいたのですけれども、都市構造再編集中支援事業というものが国庫補助のメニューでございますので、そちらのほうを活用しております。

以上です。

(中西) 276ページの公園庶務事業というところで、公園奉仕活動団体助成事業というところで、令和6年度、奨励金の改正を行っていると思うのです。その辺の効果というところと、年度当初の説明ですと41団体に交付予定、既存39団体、新規2団体というところだったと思うのですけれども、結果は37団体というところで、その辺の一部改正を行った効果というところをお教えいただければと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)では、お答えいたします。

令和6年度に金額のほうを少し増額させていただいたのですが、令和6年度中に活動団体の増加等はございませんでした。令和7年度に関しましても、まだ新たな申込みというのは今のところはございません。ただ、奨励金のほうが増額になったことから、活動の励みとなり、団体のモチベーションの維持や向上につながっていると考えております。

以上です。

(中西) もちろん団体のモチベーションの維持というところにつながっているというところで、なかなか補助金上げたからすぐにみんながやり出すよというふうにはならないのかなというところはあるのでしょうかけれども、やっぱりこれは1年だけで見るというのではなくて、徐々にいろんなことをやっていって、やっぱり公園が結構草が大分生えてしまっているという公園も多いと思うので、ここはちょっと長期的というか、いろんなことを考えて見ていく必要があるのかなとは私は感じていますけれども、この団体助成事業についても、やっぱりここは長い目でちょっと見て、今はあまり増えなかったけれども、徐々に周知をして増やしていくのですよという、こういうような方向性といいますか、ちょっと将来を見てというところもあるのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員のおっしゃるとおり、今後団体を増やしていきたいと考えておるのですけれども、年に1回広報のほうに今現在周知はしておりますので、今後も広報での周知なり、地元の自治会等にお話等、そういう形で周知ができればいいと考えております。

以上です。

(中西) ちなみに、今奨励金を受けている団体というのは、やっぱりこれ自治会とかが多いですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 基本的にはそうです。自治会でそういう団体をつくっていただいて、やっているところが多いとなっております。

以上です。

(中西) 分かりました。

そしたら、次に行きまして、280ページの、ちょっと通告はしていなかつたのですけれども、すみれ野中央公園管理運営事業というところで、これはすみれ野中央公園の管理運営事業、管理、あそこ結構、いつも通るときれいに整備されているのですけれども、この公園のすぐ隣にロータリーがあったりとか、北鴻巣駅西口の線路脇に植栽とかがあったりとかして、あそこは管理運営の範囲から外れているので、結構雑然としているというか、草が生えてしまっている状態なのですけれども、ああいうところは例えば市の職員とかが草刈りを行ったりとかして整備していると思うのですけれども、すみれ野中央公園管理運営事業なのですけれども、こういったところを、それを別個でやるよりも、近いところは組み合わせて管理運営していくのが効率的だし、費用も抑えられるのかなというところはあると思うのですけれども、そういった範囲の変更とか、そういったことって可能なのかどうかというところをちょっとお伺いしたいのですけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

今こちらのNPOと指定管理のほうで契約を結んでいるところはすみれ野中央公園の維持管理となっておりますので、今の協定の中で範囲を広げるというのはなかなか難しいのかと思っております。ただ、公園と駅広は隣接していますので、その辺について、1つの契約ではなくて一体として管理してもらえるかというのは今後ちょっと、すみれ野、エリアマネジメント北鴻巣とちょっとお話をどうか、協議ができればいいかと考えております。

以上です。

(中西) よく分かりました。

そうしましたら、次が280ページの鴻巣市都市公園(20公園)管理運営事業なのですけれども、こちらが1億456万500円ということで、公園というとやっぱり、気になる公園とか見ると、人があまりいなかつたりとか、草木がちょっと生い茂っていたりとかというところもあると思うの

ですけれども、都市公園、この管理運営事業だと、比較的大きい公園なのですか。利用状況というところは今どんなふうに把握されているかというところをまずお伺いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) では、お答えいたします。

この指定管理20都市公園は、総合公園や近隣公園など、遊戯施設や休養施設、修景施設などが整備された比較的大きな公園が多く、日頃よりたくさんの方が利用されています。ただ、この人数についての集計等は行っておりません。

以上です。

(中西) よく分かりました。比較的大きい公園で、確かに大きいところだと人は結構集まっているのかなというイメージはあります。その中で、何かよい点とか課題感とか感じていたりとか、そういったことはありますか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

日常の維持管理業務において、除草や剪定などの緑地管理や蜂の巣の撤去、遊具、施設の修繕など、指定管理による迅速な対応が可能となっております。また、指定管理の公園数が増えたことにより、より効率的な管理及び積極的な自主事業の実施が望まれるというところが課題とはなっているのかなと思います。

以上です。

(中西) 公園管理の中でPark—PFIの導入という考え方もあると思うのです。公園の中に民間の売店とかを造って収益を上げつつも、民間のノウハウを利用して公園のにぎわいをつくっていくというところなのですけれども、鴻巣市のほうも経常収支比率が94%、ちょっとなかなか財政のほうが膠着化しているというところで、収入という意味でも考えていくという、新しい収入源というところも考えていましたとか、にぎわいづくりというところも考えられるのかなと思うのですけれども、こういったPark—PFI、なかなかすぐということは難しいと思うの

ですけれども、導入していくという、将来的に、こういう考え方もあるのかなとは思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

Park-PFIの導入につきましては、公園の規模、集客性などを考慮する必要がございますので、まずは県内自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

(中西) 通告していたので、ちょっとこちらは同じような話になってしまふと思うので、飛ばさせていただいて、次に282ページの、すみません、ちょっと通告していなかつたのですけれども、駅東口整備事業費庶務事業の中で訴訟が終わったというお話が出てきたと思うのですけれども、これはもう、訴訟だと三審制というところで控訴、上告というのがあると思うのですけれども、全部もう、上告審というか、700万という結構な金額なのですけれども、それも全部終わったという考えでよろしいですか。

(都市建設部参事兼市街地整備課長) それでは、お答えさせていただきます。

訴訟の経緯といたしまして、鴻巣都市計画、鴻巣駅東口E地区第一種市街地再開発事業の都市計画変更の無効と損害賠償を求めるもので、平成28年8月17日付でさいたま地方裁判所に訴状が提出されましたが、令和4年8月31日に原告の請求の一部を却下、残りを棄却との判決が言い渡されました。その後、東京高等裁判所に控訴状が提出されましたが、令和5年9月28日に本控訴をいずれも棄却との判決が言い渡されました。さらに、東京高等裁判所の判決を不服とし、最高裁判所に上告及び上告受理申立書が提出されましたが、令和6年6月6日に本件上告を棄却及び上告審として受理しないとの判決が下り、判決が確定しました。これによりまして、本件訴訟については全て終了しております。

以上となります。

(中西) では、次に行きまして、288ページの空家等適正管理事業の中で、

こちらの予算現額が320万9,000円に対して執行済額は126万555円、執行率が39.3%というところで、空家解体工事補助金の申請件数が見込みを下回ったためというところだと思うのですけれども、その空家解体工事補助金という、結構空き家って今問題になっていて、結構増えていると思うのです。鴻巣市でも横ばいか、ちょっと増えているのかなと思うのですけれども、その辺の解体補助金の潜在的な需要というところはどのように見込んでいますでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 解体補助金のどの程度見込んでいるかということでございますが、この補助の要件とされる建築物については、昭和56年の5月31日以前の空き家ということになっておりまして、この制度制定時に、平成30年の住宅・土地統計調査の数から昭和56年5月31日以前の建築物の数を推計したところ、500件弱という形になってございました。このうち老朽化したものがこの補助金の対象ということになると考えておりますけれども、老朽化したものについては、この補助申請の事前申請、事前調査ということで申込みをしていただいて、職員が個別にその建物の外観を調査して判定しているような状況になりますので、今のところ正確な対象件数というところまでは把握できていない状況になります。

あと、要件がまたちょっと厳しいのではないかという点でございますけれども、この補助の対象の建物につきましては、老朽空き家ではありますけれども、自己所有の財産となりますし、また対象となる空き家については管理不全により市の指導対象となるようなものも含まれているという、そういう側面がございますから、公平性の点も踏まえて、諸事情により老朽化が進行したような、またそれで周辺に影響を与えているようなものを対象としているというところでございます。

以上です。

(中西) 空家解体工事補助金の要件と、厳しいのではないかというところは分かったのですけれども、ちょっと私が個人的に思うには、空き家の管理というのは個人、所有者が適正に管理する義務があるというところで、きちんと管理てきて、ちゃんとになっているよという所有者には

補助金が出ないけれども、いろいろ理由はあるのでしょうかけれども、ぼろぼろになったところだけ補助金が出るという、何かちょっとその辺はいかがなものかなというふうに、もうちょっと要件を緩和する考え方とかはないのかというか、もう少し使いやすいところにはできないのかと私はうのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) この制度をもう少し緩和してというお話でございますけれども、この制度を実施するに当たりまして、先行市等の事情とかも聞いた中で、やはり緩和すると一般の不動産流通に乗るような建物であってもこのような申請が出てしまうような、そういう物件も見当たるようなことも伺いまして、そのようなものはちょっとこの補助金の目的にそぐわないと考えておりますので、その点も踏まえてこの補助対象の要件を設定させていただいているところで、もうしばらくこの状況は続けて、この活用状況等をちょっと見守っていきたいなというふうに今のところは考えております。

以上です。

(中西) それでは、次に行きまして、290ページのマンション管理適正化推進事業というところで、5,000円なのですけれども、これが6年度開始時の予算の説明だと、マンション管理計画の認定というところで、認定されると、認定制度について、マンションの管理適正化が推進されるマンションの売却購入予定者だけでなく、区分所有者や居住者にとってもメリットが期待されるということで、ちょっとメリットがうたってあるのですけれども、内容としてはどういう、具体的にはどういった内容というかメリットがこれはあるのかというところをお教えいただければと思うのですけれども。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) まず、この制度についてでござりますけれども、こちらの制度が、今後急増する高経年マンション等への対象として、国がマンション管理適正化の推進に関する法律を令和4年に改正しました。このことで、マンション管理の適正化の推進に向けた措置として、地方公共団体による適切な管理計画を有するマンションの管理計画の認定、それと管理不適切なマンションに対しての助言指導及び

勧告を行える制度が創設されました。これに伴って、本市でも令和6年の3月に鴻巣市マンション管理適正化推進計画を策定しまして、令和6年度からマンション管理の適正化推進事業として、市内マンションの管理計画の認定、また管理組合が十分に機能していないと考えられる管理組合に対しての助言指導などの対応を開始しております。

今ご質問のマンション管理の認定のメリットということでございますけれども、メリットにつきましては、この認定を取得することで、区分所有者、マンションに入居されている方々ですね、その方々の意識が高く保たれ、管理水準を維持、向上しやすくなると。また、適正に管理されたマンションとして市場において評価されると。それと、適正に管理されたマンションが存在することで、立地している地域価値の維持、向上につながるなどの効果が期待されております。また、税制優遇の点で、これは条件がまたつくのですけれども、マンションの長寿命化税制という制度もございますので、条件によってはそのような税優遇が受けられるというようなメリットがございます。

以上です。

(中西) ちなみに、この適正化事業の中では、どのぐらいの申請があると、潜在的な需要というところはどのぐらい見込んでいるでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 潜在的な需要ということでござりますけれども、まず市内の分譲マンションの住棟数の状況ですけれども、令和7年1月末現在で217棟というふうに把握しております。これら全てが一応この事業の対象ということになるのですけれども、先ほどから申し上げています認定制度につきましては任意の申請になりますので、この制度を活用したいという事業者さんというか、マンション管理組合さんが申し込むような形になりますので、そこについてはちょっと管理組合次第というようなところがございます。

それと、助言指導が必要なマンションということもこれが対象になるとは思うのですけれども、今のところマンションの管理運営についてのご相談というのはそんなに多くない状況でして、そのような相談があった場合には、市のほうでも埼玉県のマンション管理士会が行う無料マンシ

ヨン相談会を行っておりますので、そちらのほうをご案内しているような状況になります。ということで、需要というか、正確な数というのはちょっとつかめていないというような状況です。

以上です。

(中西) 分かりました。マンションの老朽化というのが進んでいくうちに、今後そういう申請も何か増えたりもするのかなというところはちょっと感じました。

それでは、あとちょっと最後に、戻って266ページの幹線道路等整備事業なのですが、ちょっと飛ばしてしまったのですが、ここが6年度当初の説明だと、振動対策等も兼ねて道路環境整備に取り組むというような話がされていたと思うのですけれども、振動対策というのは具体的にどんなことをされるのですか。

(道路課長) お答えします。

振動対策につきましては、工事を行うに当たって、掘削するバックホーとか舗装を打つ重機、いろいろあるのですけれども、そういう機械の低騒音、低振動を、重機を使うよう、それで振動等を起こさないようにという工事を行っております。

以上です。

(中西) 分かりました。何か私のちょっとイメージが、よく大きい車が通ったりすると、道路って振動がばあんと起きたりするのですけれども、そうではなくて、工事中に低振動、工事中の重機で低振動のを使うという、そういうことなのですね。

(道路課長) すみません。先ほど説明したのは、工事における振動についてちょっと説明をしたのですけれども、幹線道路につきましては、調査する車に今現在の現況の道路の振動、わだち掘れ、そういうひび割れ等を監視する器械をつけまして、その内容によって数値を決め、その対応として舗装の打ち替えをする、またはクラックのシールという、クラックを埋めるやつなのですけれども、そういうことをして振動等をなくすようにという、環境の向上を図るという工事を行っております。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時03分)

◇

(開議 午後2時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(古山) それでは、歳入のほうの26ページの建築住宅課、住宅使用料についてですが、滞納もあるというお話だったのですけれども、予算額が5,644万6,000円に対し、353万9,800円の減の理由を伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) お答えします。

細節の住宅使用料の予算と決算額の差額につきましては、予算額算定期の想定入居者数よりも実際の入居者が減少したことによる調定期の減少、それと家賃の滞納による収入未済額の合計ということになります。以上です。

(古山) それは、もともと住んでいた方がいなくなつたのか、それとも新規に入ってくる人の見込みが少なかつたのか伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 新規に入居された方もいらっしゃいますけれども、退去された方のほうが多かったということでございます。以上です。

(古山) それでは、歳出のほうに移ります。

112ページの道路課、交通安全施設整備事業について、こちらの予算額が2,273万1,000円に対し、414万1,106円増の理由を伺います。

(道路課副参事) お答えいたします。

増額となった主な理由といたしましては、道路反射鏡の修繕工事で補正予算を実施し、作業を行ったことと、小谷小学校通学区域変更に伴う安全対策工事を行ったことによる、補正工事で行ったことによるものが大きなものとなります。

以上です。

(古山) それでは、248ページ、経営業務課、農業集落排水事業会計助成事業について、先ほどもこちら説明があったと思うのですけれども、教えていただきたい。予算額とプラスマイナスゼロになった理由を伺います。

(経営業務課長) お答えいたします。

まず、農業集落排水事業は、こちらの助成事業になりますが、こちら農業集落排水事業会計に対する助成となっておりまして、そちらの事業は主に施設の維持管理を行っております。内容といたしまして、こちらの農業集落排水事業会計のほうの令和6年度の予算執行につきましては、計画どおり執行が行われております。したがって助成事業についても予算どおりの執行、予算額と決算額の差異はない状況となってございます。

以上でございます。

(古山) こちら、例年大体プラス・マイナスゼロで上がってきてている状況なのでしょうか。

(経営業務課長) 委員のおっしゃるとおり、プラス・マイナスゼロとなっている状況でございます。

(古山) では、続きまして260ページ、道路課、土木総務費庶務事業について、こちらの説明もあったかもしれないのですけれども、この賠償金64万6,431円の理由を伺います。

(道路課長) お答えします。

賠償金につきましては、職員による草刈りの作業において、飛び石により自動車の窓ガラスを割ってしまったということによる賠償金になります。

以上です。

(古山) それでは、262ページ、建築住宅課、建築確認事業について、こちらの会計年度任用職員報酬が13万9,644円増加した理由を伺います。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) お答えします。

会計年度任用職員報酬につきましては、令和7年1月の臨時会にて議決いただいた給与条例の一部改定に伴う一般会計補正予算（第7号）において、当課も含めた全会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正を行ったことによるもので、当初予算額に対して決算額では13万9,644円の増加となったもので、人員等の基本的な事項については変更ございませんでした。

以上です。

(古山) それでは、266ページの道路課、幹線道路等整備事業について、こちら予算額が2億4,400万に対し、2,749万2,334円減の理由を伺います。

(道路課長) 令和6年度は18件の工事を発注しました。入札において、設計額に対し落札額が決まり、その差額が入札差金となります。令和6年度の幹線道路整備事業の入札における請負率が約91%となっております。全ての工事において設計をしておりますが、不測の事態に対応できるような若干の予算を残して設計をしておりますので、これらを加味しますと、残額約2,700万円は妥当な数字であると考えております。

以上です。

(古山) それでは、266ページ、道路課、街路樹維持管理事業について、こちらも予算額が2,511万に対し、299万9,539円減の理由を伺います。

(道路課長) 街路樹維持管理事業につきましては、市道の街路樹の維持管理を行っております。職員による道路パトロールや市民からの情報提供などで現地を確認し、業者に樹木の剪定や除草業務を発注しておりますが、それらの業務における執行残になります。

以上です。

(古山) 街路樹の維持管理なのですけれども、こちら意外と、いろいろ歩いていると、やっぱりまだ整備されていないなというところが結構あると思うのですけれども、こちらはそれも見込んでの予算額だったということでおろしいのでしょうか。

(道路課長) 予算につきましては、全ての数量を把握したというところでの予算額ではございません。そのときそのときの状況により業務を発注しておりますけれども、草木が繁茂する時期がやはり集中しておりまして、基本的には業務委託等に発注するのですけれども、それで緊急で草刈りとか樹木の剪定が必要になったときには職員等で対応しているときもあります。その辺の、職員によって業務を行ったことにより、予算の執行残が生まれたかなという考えでおります。

以上です。

(古山) 令和6年度は職員で草刈りした回数とかというのは増えたのか、

今年度ちょっと暑かったりとかして草木が伸びる傾向が高かったと思うのですけれども、職員で刈る回数が増えたのかどうか伺います。

(道路課長) 細かくは数字を把握しておりませんが、年々職員による作業は緊急の場合も含めて増えているという感じはしておりますが、夏の暑いときとか、熱中症アラートが出ているときとか、なかなかできないときもありますので、そういうところを見ながら業者に発注したり、職員で対応できるところはしたり、行っていきたいと考えております。以上です。

(古山) それでは、268ページ、道路課、市道A—1004号線整備事業についての、こちら予算額が5,270万6,000円に対し、2,828万7,700円減の理由を伺います。

(道路課長) 市道A—1004号線整備事業につきましては、国の補助金を活用した事業となっております。令和6年度につきましては、当初の国の補助金の補助率が低く、計画していた用地買収や物件補償が行えないため、補助金の補正を待って追加の要望を行っております。その結果、事業が行える予算が確保できたため、計画に合わせた執行を行いました。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時28分)



(開議 午後2時29分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 先ほどの訂正をさせていただきます。

国の補助率が低く、当初の内示、こちらが予定していた事業が行えなかつたために減額して事業を行ったことによるものとなります。

以上です。

(古山) 補助率が悪かったということなのですけれども、こちら次年度にはこの補助は復活するとかというのはあるのか伺います。

(道路課長) 每年、補助率については、去年が悪かったから次年度はよくなるということではなくて、その年その年の国の事業内容から、いろいろなことを加味して内示が決まってきます。なので、8年度が数字がよ

くなるということはちょっと、まだ今のところそういったことはございません。

以上です。

(古山) この減によって事業が遅れるということは考えられるのか、お伺いいたします。

(道路課長) 国の補助率が悪かったことによって事業が遅れるということは、考えられる一つの原因にはなると思います。

以上です。

(古山) それでは、270ページ、道路課、橋梁維持事業についての、こちらも予算額が6,953万円に対し、2,948万3,400円の減の理由を伺います。

(道路課長) 先ほどと同じような答弁となります。国が補助率が悪かったために事業の縮小を行ったことによります。

以上です。

(古山) このことによって適正な橋梁の維持が保たれるのか伺います。

(道路課長) 当初、予定としては2橋の修繕工事を予定しておりました。補助の内示率によって1橋しか実施はできなかつたのですけれども、その残りの1橋につきましても計画的に事業を進めてまいりたいとは考えております。

以上です。

(古山) それでは、274ページ、都市計画課、駅施設等維持管理事業について伺います。

こちらの鴻巣駅自由通路点検業務委託料、予算額が2,061万8,000円に対し、1,238万2,861円の減の理由を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

鴻巣駅自由通路点検業務委託料は、鴻巣市が管理するJR鴻巣駅自由通路の点検業務を、東日本旅客鉄道株式会社高崎支社と協定を締結し、実施しました。予算額よりも減だった要因としますと、当初予算計上時に東日本旅客鉄道株式会社高崎支社より見積りをいただきまして予算計上させていただいたのですが、点検業務完了後の支払い額のほうが予算額

よりも大きく下回ったためです。

以上です。

(古山) ということは、JRの見積りが当初よりも安く済んだということで理解してよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) JRにいただいた見積りよりも実際に業務を行った後の支払い額のほうが少なかったというところです。

以上です。

(古山) それでは、276ページ、道路課、三谷橋大間線3期工事の整備事業について伺います。

こちらも予算額が2億4,490万1,000円に対し、1億2,682万8,400円減の理由を伺います。

(道路課長) 先ほどの答弁と重複しますが、こちらにつきましても国の補助金の内示率が低く、事業を縮小して行ったことによります。

以上です。

(古山) こちらも同じになってしまふのですけれども、この減によっての工事の遅れというのはあるのか伺います。

(道路課長) 今事業につきましては、用地取得のための事業となっております。当初予定していた補助の内示率が低くなつたことによつて、当初予定していた用地ではないところを選択して、そちらの用地取得を行つたということになりますので、事業が遅れるということではないと考えております。

以上です。

(古山) それでは、278ページの都市計画課、公園維持管理事業について、こちらの吹上地域公園管理業務委託料が175万1,066円の減の理由を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

公園地域公園管理業務委託料は、公園地域公園の維持管理業務として、除草や公園内の清掃、トイレのある公園に関しましてはトイレの清掃な

どをシルバー人材センターに委託している費用となります。予算額よりも減った主な要因といたしますと、昨年度の夏の猛暑により除草作業などが減少したためとなっております。

以上です。

(古山) ということは、回数が減ったから減になったということでおろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

(古山) もちろん今年は物すごく暑くて、シルバーさんだったりという、体調管理が懸念されるところではあるのですけれども、やはり私も吹上地区で公園いろいろ回っている中で、やはり草が多かったりすると、犯罪だったりとか、野良猫とかがすんでしまったりとかという部分が増えてしまうので、何かこの減、減は確かにいいのか悪いのかよく分からぬのですけれども、除草回数が減るということはやはり維持管理が難しくなってくると思うので、そこは何か手打ちすることを何か考えているのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

猛暑の影響により、作業の中止だったり遅延等が発生して、公園のほうの草の伸びが結構あるというところなのですけれども、現状を見て、回数は減るのですが、優先度を見まして、予定していた場所を組み替えたりして、優先してこちらを先に除草して、草のまだ繁茂が少ないところに関しては後回しにしようかという工夫はしたりはしております。また、シルバーさんのほうで対応しきれない部分に関しましては一般の業者さんの方にお願いすることもございます。

以上です。

(古山) 今私は吹上地区の話をしたのですけれども、こちら中を見ると鴻巣地区と川里地区、そこまで変動はなかったのかなというふうに思うのですけれども、吹上地区だけこれだけ減ったのでしょうか、伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 全体的に作業に関しては影響は出ているのですが、やっぱりおののの地域のシルバー人材センターさんのほうにお願いしていますので、その地域の人材の確保等もございまして、ちょっと吹上のほうの影響が今回は大きかったということになります。

以上です。

(古山) それでは、同じく278ページなのですけれども、公園内遊具等点検業務委託料、こちらが500万3,590円減の理由を伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

こちらのほうは、市のほうが設計した設計額に対しまして入札した金額のほうが低かったことによる入札差金となります。

以上です。

(古山) かなりちょっと金額が誤差が多かったのですけれども、こちら適正に点検されたと思ってよろしいのでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 点検に当たりましては、日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に基づき、専門の知識を持った業者のほうを指名して入札をかけておりますので、金額が低いからといって適切ではなかったということではなく、適切に点検していただいたと考えております。

以上です。

(古山) その点検業務後、市のほうで確認したりということはするのかお伺いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 業務の最後に点検の報告書というのが来ますので、それを職員のほうで確認というのはしております。

以上です。

(茂利) 議案第84号 令和6年度鴻巣市一般会計決算について質問させていただきます。いろいろ出したのですけれども、かぶっているところもありますので、ちょっと飛ばさせてもらいます。

歳入のほうの26ページのほうになります。自動販売機等の設置使用料につきまして、何台ぐらいあるのか分かりますでしょうか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

現在、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅、3駅合わせまして9台設置しております。令和6年度当初は10台でしたが、年度途中で吹上駅南口に設置していた1台を撤去していたため、現在9台となっております。

以上です。

(茂利)自動販売機につきましては、また今後増やしたり減らしたりという予定はあるのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)お答えいたします。

自動販売機の設置に関しましては、自動販売機を設置する業者さんのはうからの申出等があった場合には市内のほうで検討しているという形になっておりますので、その業者のはうから何かしらのアクションがあればちょっと考えるということになっております。

以上です。

(茂利)続きまして、26ページの住宅使用料につきまして、ほかの委員からも質問があったのですけれども、どこの住宅かというのは分かっていますので、滞納の話で、滞納のはうは何件ぐらいあるかというのをお願いします。

(都市建設部参事兼建築住宅課長)令和6年度の滞納になりますけれども、こちらの予算上の調定は、6年度に発生したものだけではなくて過年度の分もございますけれども、そちらを入れた形でご説明させていただきますと、まず令和6年度に発生した滞納者数ですけれども、こちらについては7名。こちら、すみません、説明のはうが細節の住宅使用料に対する滞納ということでご説明させていただきますが、こちらは7名と。この方のほかに、令和6年度よりも前に滞納されている方が2名ございます。

以上です。

(茂利) 今の人數の方で、やっぱり長く滞納されている方というのはいらっしゃるのでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 過年度の方につきましては、古い方については平成18年から20年の家賃額の滞納になっておりますけれども、こちらの方については長期間、住所が消除されておりまして所在不明となっていた方でございますけれども、近年住所設定がされて、遠方にお住まいとすることがちょっと分かっておりますので、そちらについては随時督促等を行いながら対応している状況でございます。

以上です。

(茂利) 今の答えの中で、すみません、どこにお住まいかちょっと聞こえなかったのですが。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 遠方ということで、ちょっと詳しい住所は申し上げられないのですけれども。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 失礼しました。他県ということで訂正させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(茂利) 続きまして、36ページの道路メンテナンス事業補助金につきまして、これも説明があったのですけれども、橋梁のところということで、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれないのですけれども、その具体的なあれは分かるのでしょうか。

(道路課長) 橋の修繕の場所でよろしいでしょうか。吹上富士見3丁目のさかい橋になります。

以上です。

(茂利) それでは、歳出のほうの質問をさせていただきます。

252ページの産業団地プロジェクト、これが説明の中で箕田地区という説明があったのですけれども、ちょっと具体的に説明もう一回お願いしたいと思います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

こちらの事業に関しましては、埼玉県と鴻巣市が雇用創出や産業集積に

よる地域経済の活性化を図るために、県と市が共同で取り組んでいる事業となっています。こちらのほうの事業の支出としますと、今年度は15節の原材料としまして、産業団地事業に伴い必要となる官地と民地の境界等に設置する境界ぐいの材料提供を事業主体である埼玉県からの依頼に基づき提供したものとなっております。

以上です。

(場所の説明がの声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長)すみません。場所につきましては、広域消防組合から熊谷のほうに向かっていった道の駅の予定地の反対側のところになります。

以上です。

(茂利)続きまして、266ページの道路改修事業につきまして、これ説明の中でアスファルトとかいろいろという、事業ということでお聞きしているのですけれども、これ件数とかって分かりますか。

(道路課長)道路改修工事につきましては、29路線の工事を行いました。
以上です。

(茂利)続きまして、同じ266ページの道路維持補修事業につきまして、これは同じような質問になってしまふのですけれども、どのような補修事業をしているのか伺います。

(道路課長)道路維持補修事業につきましては、市内を6工区に分けて、緊急的な道路補修、側溝の泥上げ、除草、街路樹の剪定等を市内の建設業者と単価契約を締結して実施しております。単価契約を結ぶことにより、市民の要望に対し、より迅速に作業を進めるための委託料となります。

以上です。

(茂利)同じく266ページの街路樹維持管理事業につきまして、先ほどもほかの委員からも質問があったのですけれども、街路樹の剪定、一般道路管理につきましては、その予算って実際に出ているのですけれども、足りているかと言うとおかしい、足りないのかも知れないのですけれども、実際に今の予算の中で賄えているのか伺います。

(道路課長) 樹木の剪定につきましては、その状況を見ながら随時発注を行っておりますが、苦情に伴う緊急的な剪定や除草などについては、単価契約の業者に発注する場合や、職員で対応するものもあります。また、樹木の剪定については、最適な剪定時期等もありますので、予算としては足りていると思いますが、その予算の範囲内で剪定の時期、執行状況を見ながら、円滑に発注を心がけていきたいと考えております。
以上です。

(茂利) 先ほどからお話がある中で、熱中症が、かなり暑い時期が続いて、私も結構除草のお願いをしているものですから、そういった中で職員の方が出ていってくださって除草もしてくださっているとはお聞きして、また感謝もしているのですけれども、実際に職員の方も自分の仕事もあるものですから、大変かとは思うのですけれども、今年は大体、大体でいいのですけれども、職員の方というのは大体、個人によっても当然違うと思うのですけれども、どのぐらいの頻度の感じで職員の方が除草しているかって分かりますか。

(道路課長) まず、市内で部の草刈りとして、他課に横断的支援をいただいて、15班の班をつくって毎週水曜日、金曜日と、熱中症アラートが出ていない、あとは天候が悪い日を除いて草刈りを行っています。日常的にも苦情や市民からの情報提供などにより草刈りに出ているときもありますので、回数とすればそこそこの回数は出ていると思うのですけれども、では何回かということになると、ちょっとそこまでは数えていませんので、ご了承ください。

以上です。

(茂利) その除草作業の中で、実際に要望がいろいろあると思うのですけれども、大体ほぼ除草ができているのかという点についてはいかがでしょうか。

(道路課長) 除草の要望につきましては、毎日のようにいただいております。随時業者に発注したり、職員で対応できるところはして作業を行っておりますが、全てにおいて満足に、満足というか、対応できているかというと、ちょっと追いついていないところもあります。そこにつき

ましては、今後の発注とか、単価契約の業者に依頼するとか、その内容で考えて円滑に対応できるようにしていきたいと思っております。

以上です。

(茂利) では、そうしますと、やる時期が遅れたとしても、何かしらの対応はされるということで理解してよろしいでしょうか。

(道路課長) 要望いただいた箇所につきましては対応させていただいております。

以上です。

(茂利) 続きまして、同じ268ページになりますが、路上の違反広告物除去事業につきまして、そういういった違反の広告にはどんなものがあるか伺います。

(道路課長) 路上違反広告物につきましては、主に電柱や水路のフェンス等に固定された立て看板や貼り紙等になります。内容としましては、消費者金融の広告だとか、不動産情報が主になります。

以上です。

(茂利) それでは、続きまして同じ268ページの道路改良事業につきまして、これ先ほど馬室ということでお話があったのですけれども、馬室でよろしいですか。ほかに改良事業のほうは。

(道路課長) 道路改良工事につきましては、令和6年度、30路線の工事を行っています。

(茂利) 続きまして、270ページの水路改修事業につきまして、水路の改修の優先順位について伺います。

(道路課長) 水路改修の優先順位につきましては、鴻巣市生活道路等整備箇所評価検討委員会に諮りまして、順位づけをして行っています。以上です。

(茂利) 続きまして、同じ270ページの河川・水路維持管理事業につきまして、これもやっぱり除草で500万ほどかかっておりますが、その件数とか回数について伺います。

(道路課長) 内容としましては、吹上富士見の調整池の除草作業が2件、箕田都市下水路の除草業務が1件になります。

以上です。

(茂利) 続きまして、274ページの駅施設等維持管理事業につきまして、先ほど説明があった中で、駅前広場だとかＪＲ3駅の中でのということだった。その割合、維持する、清掃するというか、そういった割合はどの程度の割合でやられているのか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時55分)



(開議 午後2時56分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) では、お答えいたします。

まず、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅に関しまして、駅前広場、自由通路等がございますが、日常清掃につきましては、適宜必要なときに応じて行うとなっております。定期清掃につきましては、年2回行うとなっております。

続きまして、北鴻巣駅前の広場とか自由通路、階段、エレベーター等につきましての日常の清掃等になるのですが、こちら毎日行っております。築山とか、その他除草とかあるのですが、そちらのほうは適宜やっぱり行っております。

あと、駅前のトイレの清掃につきましては、鴻巣駅、北鴻巣駅、吹上駅、3駅ございますが、こちらのほうにつきましては常時清掃を行っているということになります。この業務に関しましては、包括のJMのほうで行っております。

以上です。

(茂利) 続きまして、280ページの鳥害対策事業、これ主立った鳥についてはどんな鳥なのか、またどんな対策をしているのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) では、お答えいたします。

対象となる鳥に関しましては、公園等の高木に群れるムクドリ及び樹木

に営巣したカラスが対象となっております。対策としますと、高木の剪定やカラスの巣の撤去を実施しております。

以上です。

(茂利) 実際にムクドリって結構あちこちで見るのですけれども、その対策をしたことによって効果が出ているのか、ちょっと伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 駅前のムクドリの対策につきましては、BBスイーパーといって嫌がる音が出るのを使って駅広から追い出してはいます。公園とかの剪定した場合には、ムクドリが入っても入りづらい、入りづらいというか、見えるような形で、すかすのような剪定しますので、隠れづらいというのがありますので、そういうところで効果が出ているのではないかと考えております。

以上です。

(茂利) そのムクドリの対策って、ごめんなさい、戻ってしまうのですけれども、実際にどれぐらい前から対策を取っていたのか伺います。すみません、通告していなくて。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 5 9 分)



(開議 午後 3 時 0 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

ムクドリの対策につきましては、平成29年度に鴻巣駅東口につきまして、最初は鷹匠ですね、タカによって威嚇を始めております。その後、タカに対しての効果がなくなってきた場合にはピストルの音で脅すとか、いろいろな対策をしてきて、今はBBスイーパー、先ほど言ったBBスイーパーというので今対策しております。今のところ、これについては効果が見られています。

以上です。

(茂利) それでは、続きまして280ページのふるさと総合緑道維持管理事業につきまして、すみません、これ害虫駆除って先ほど説明で、これ古山委員がよくやっているクビ何とかというのありますけれども、クビアカツヤがあるのですけれども、それ以外で害虫があつたら伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

桜が多いので、主にアメリカシロヒトリが発生する場合がございますので、その対応をしております。

以上です。

(茂利) 続きまして、280ページの既設公園施設・遊具改修事業につきまして、実際に、先ほども説明あったのですけれども、どれぐらいの数の遊具の改修をされているのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

遊具の改修の数ですが、新たに設置した遊具数は13基で、撤去した数は16基となります。

以上です。

(茂利) その遊具に関して、撤去というのは理由があつてももちろん撤去されると思うのですけれども、その後そこにつけるという予定はされているのか、実際に、もうそのまま撤去してしまうのか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

すみません。ちょっと説明不足で大変申し訳なかったのですが、撤去したところに遊具を入れるというところで13基を入れております。

以上です。

(茂利) 続きまして、質問がかぶってしまうので、ちょっといろいろ飛ばさせていただきます。290ページの住宅リフォーム支援事業につきまして、先ほど129の方が利用されたということですが、実際に毎年これぐらいの方が利用されるということでよろしいでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 令和6年度につきましては、予算額

930万円に対して129件というような申請数でございました。近年の状況ですけれども、令和5年度につきましては予算額が840万円、これに対して112件、令和4年度につきましても当初予算額840万円に対して122件ということで、毎年ほぼ同じような件数で推移しているところです。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時05分)



(開議 午後3時18分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(秋谷) では、ぱっぱ、ぱっぱと。26、27ページの都市計画課の都市計画使用料のところを伺いますけれども、世の中物価が上がっているというか、いろんな料金の見直しやら何やら進んでいるわけだけれども、こういった使用料の類いというのは見直しをする考えがあるのか、ないのか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 使用料に関しましては……ちょっと暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時19分)



(開議 午後3時19分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) すみません。使用料につきましては、鴻巣市行政財産使用料に関する条例等を基に算出したりしておりますので、見直しとなりますと、全庁を含めた中で検討していくことが考えられると思います。

以上です。

(秋谷) そしたら、部長のほうから経営政策会議のほうにそういう話を上げてもらうことというのは可能なのかね。

(都市建設部長) この件につきましては、私どもの部のみならず、企画、

財政、そういうところと調整をしながら、そういう経営政策会議、そういう会議に諮っていくというような形になろうかと思います。
以上でございます。

(秋谷) 楽しみにしています。

37ページのところで、社会資本整備総合交付金、道路課のところで、収入未済が両方合わせると3,900万からか。内示率は何%になるのかな、これ。

(委員長) 答弁できますか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時21分)



(開議 午後3時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市建設部副部長) では、お答えいたします。

内示率につきましては、令和6年度におかれましては45%、全体の事業で45%。令和7年度につきましては、内示率は28%と落ち込んでおりまして、一方で、これらにつきましては、随時内示率は落ちておりますけれども、年度の途中におきまして追加の要望等もありますので、そういうものを活用して最大限事業が進捗できるように取り組んでいるような状況でございます。

以上です。

(秋谷) 220、221ページのところの緑化推進事業ですけれども、記念樹の引換えの業務委託料がありますが、業務の内容と6年度の実績をお答えください。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、市内に住宅を新築、購入された方または新築されたマンションを購入された方を対象に苗木引換券を交付した記念樹引換券の引換を行なう小売店への委託料となっております。令和6年度につきましては、213件の方が引き換えております。

以上です。

(秋谷) 213件ということは、1件2,000円なのだけれども、実際に新築の住宅を購入、あるいはマンションを購入された方の件数と比較して、それは100%なのですか。実際はもっと、例えば転居者が多いにもかかわらず、実際の引換えは少ないのか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) すみません。実際に市内に住宅を建てた方とか、新築されたマンションを購入された方の人数というのは、ちょっと大変申し訳ないですが、把握はしておりません。そこで引き換えた件数に対しての213世帯というところで想定は……213件の方が交換しているということになりますが、恐らくですが、100%ではないと考えております。

(秋谷) いや、件数というものが答えられないにしても、これは転居を実際に市民課に届出を出したときに、いろんな案内の中で引換券を渡しているはずですよね。そうしたら、渡した枚数は分かるのではないですか。そのうち213件引き換えられたという話になればパーセンテージはおのずと出てくると思うのだけれども。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員のおっしゃるとおり、引換券を配布する部署は……すみません。申し訳ございません。私が勘違いしておりますとおりまして、令和6年度の配布に関しましては、414枚配布しております。そのうちの213世帯となっておりますので、引換え率は51.4%となっております。大変申し訳ございました。

(秋谷) 前々からこの事業は言っているけれども、工夫してくれたのだよ。工夫してくれたというのは、以前に、庭に植えるようなものをとか、あるいはそれだと管理が大変だから、家庭の室内で観賞できるような観賞植物でもオーケーよというように改善はしてくれたのだけれども、残念ながら50%そこそこのだよ。事業を見直したほうがいいのではない。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) こちらの事業に関しましては、花と緑の都市宣言関連事業ということで始めておりますので、この関連事業に関しましては、うちだけではなくて全庁

でもありますので、その辺は関連する課と調整しながら考えていきたいと思います。

以上です。

(秋谷) 262、263ページの住宅等耐震改修促進事業の中で、ブロック塀等の撤去が6年度は4件ということでしたけれども、対象の件数がたしか前に報告があったと思うのです。総点検をやって。大阪だかどこかでブロック塀が倒れて児童が大けがしたのだか、亡くなつたのだか、大変なことになつてしまつて、総点検をして、残つてゐる件数はあと何件あるのですか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) まず、平成30年6月に発生した大阪府北部地震、この後、市のほうで95件を危険な塀ということで、危険性がある塀ということでリストアップして、それに対して調査と訪問指導等を行つてまいりましたが、こちらにつきましては令和6年度末時点では60件まで減という形、60件になつております。その中の特に危険な塀が8件、危険な塀は52件というような内訳でございます。

以上です。

(秋谷) ちなみに、7年度、そういう方々に当然再度お声がけはされていると思うのですけれども、何か動きというのは見えるでしょうか。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) 戸別訪問ということで、全部のブロック塀を再調査した上で戸別訪問のほうをしておりまして、6年度末時点では54件の方に直接お会いして、危険性と、あと補助制度等のご案内をしているというところでございますけれども、残りの6件につきましては、なかなか所在不明というか、行ったときにいらっしゃらないとかというような状況で、お会いできていない状況になつておりますので、お話しできている方については、ご理解いただいているというところでございますけれども、まだお会いしていない方がおりますので、そちらについては引き続きアプローチしていくということで考えております。

以上です。

(秋谷) 264、265ページの道路橋梁総務費庶務事業の負担金、補助及び交付金の中で各種県道に対しての負担金が出ているわけですけれども、

例えば鴻巣川島線とか、あるいは東松山鴻巣線で、この同盟会を通じた動きというのはどういったものがありますでしょう。

(道路課長) 県道東松山鴻巣線につきましては、上尾道路との高崎線のオーバーパス付近に、同じく高崎線を越える設計に今取り組んでいるところでございます。事業の進捗としましては、今その設計の状況というところで、要望活動等を通じて道路環境の向上、早期の……

(何事か声あり)

(道路課長) 申し訳ございません。訂正します。

鴻巣川島線……

(順番はどっちでもいいよの声あり)

(道路課長) につきましては、高崎線を越えるオーバーパスの設計を今進めている状況と伺っております。この期成同盟会を通じて、さらなる進捗を進めるように今後も活動をしていきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 今、鴻巣川島線の話でいったらJR高崎線のオーバーの話が出たけれども、上尾道路の整備が思ったよりもうまくいきそうだみたいな形で、あれも早くやらなければというので県のほうが腰を上げたのだけれども、期成同盟会としてどういう要望を出しているの。

(道路課長) 県道鴻巣川島線整備促進期成同盟会につきましては、先ほど申し上げました高崎線のオーバーパスの事業進捗、早期完了を要望しております。

以上です。

(秋谷) 例えば近隣住民からこうしてほしいというような要望とかの聴取というのは当然やっていると思うのだけれども、そういったものというものは上がっていない。

(道路課長) 期成同盟会においては、そういった声は伺っておりません。以上です。

(秋谷) 本当にいいのか、それで。そうだというのなら、それでいいや。では、266、267ページのところの、先ほどの土木費の道路維持費のほうだね、今度は。道路維持費の工事請負費の2,754万7,500円の話がさっき

質疑があったけれども、入札残がこれだけあるのは当然だというようなお答えに私は聞こえたのだけれども、それは予算と比較した場合はどういう予算書を作っているのだという話に私としてはなる。本当にこの入札残がこれだけ出るのは当たり前の。

(道路課長) お答えします。

入札残がこれだけ入札差金がありましたということにつきましては、もともとそれは予定していた金額ではなく、入札において生じた結果と考えております。幹線事業、幹線道路の工事につきましては、工事の規模が大きく、過去の実績においても入札における請負率がある程度、通常の小規模の工事よりは大きく出るため、そのような結果になったと考えております。

以上です。

(秋谷) いや、毎年毎年そうやって出ているのなら、何で予算を変えないの。分かっているわけでしょう、今の答えだと。幹線道路をやる場合はそういうのが出ると。なんなら何で予算組み替えないの。だって、ほかにも道路改修だって、道路改良だって、市に要望いっぱい来ているよね。2,700万からあつたら、もう1本改良できるでしょう。何で予算を組み替えないの、そしたら。もともとの予算のつくり方がおかしくない。

(道路課長) 幹線道路整備事業につきましては、要望ではなくて、舗装の個別施設計画を基に計画を立てて予算を立てております。改良、改修の工事もありますけれども、幹線道路事業につきましては、要望、計画どおりということの結果であるため……すみません。

(ちょっと休憩の声あり)

(道路課長) はい。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時35分)



(開議 午後3時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 先ほどの請負額、予算に対しての請負額についてですけれ

ども、予算の額というのは設計において算出される額であって、正規に設計を行ったところの金額に対して入札を行った結果、請負でこれだけ下がりましたという結果……

(それは分かる。それはさっきから分かる。

何度も聞いているの声あり)

(道路課長)になります。

(都市建設部長)予算の組替えというところでございます。今幹線道路のお話になっておりますが、道路工事等全ての工事、入札にかけるに当たって、私ども、積算基準、これに基づいて工事の設計額というものを算出し、入札で各者どのぐらいでできるかということで、課長のほうからおおむね90%ぐらいとかという数字は出ましたけれども、その結果として今回執行残が出ている。入札にかけるには、やはり適切な価格をもって入札をしなければならない。適切な価格とはというのは、やはり標準積算基準に基づいて公共工事として正しい積算、設計額をもって入札にかけるということから、予算としてその設計額に基づいた予算をお願いしています。あくまでも決算についてはその結果というところでございます。

以上でございます。

(秋谷)話は分かるのだよ。話は。では、ではという言い方も変だけれども、266、267ページのところで道路改修事業の道路改修工事は29路線やったということだけれども、要望が6年度までの積み重ねが何件あったうちの29件を処理したのですか。

(委員長)暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時38分)



(開議 午後3時40分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長)要望につきましては、今一番新しい数字なのですけれども、令和7年の7月末現在、道路改良については88件、道路改修については60件が今要望として上がっております。令和6年度の道路改修工事29路

線のうち、要望について行った工事につきましては8件となっております。

以上です。

(秋谷) 今休憩中に言ったとおり、皆さんがあんまり覚えていないし、議事録にないから分からぬかもしれないけれども、市長は就任当時に、道路の予算については、市民の要望があるから絶対に減らしませんと言っているのだよ。つまり市民の要望のほうを対応することは絶対に怠らぬと言っているのに、要望は当然その改修なり改良なりの審査があって、それに当てはまる、当てはまらないというはあるから、できるものとできないものというのは当然あるだろうけれども、でも実際は要望量に対して処理できている量は絶対違うのだよ。要望自体は減らない。だから、それだったら予算を、こうやって2,700あるのだったら、もともとちゃんと算定をして予算を考えたほうがいいのではないかと言っている。それはできないのかね、どうやっても。

(都市建設部長) 幹線道路の財源の内訳になりますけれども、予算書の中では、一般財源ではなく、これ起債を充てていると。大変有利な起債ということで使っていると。一方、道路改修等については一般財源ということで、同じ予算でも色が若干異なります。年度当初から起債を充てて進めて、急遽増やすだとか、なかなかその辺りが難しいと、予算の組替えが難しいというところもあって、結果として幹線道路は大きく、計画どおり執行した、執行残が出た。一方、道路改良、改修、これにつきましては、評価検討委員会の優先順位、要望もいただいているというところから、順位の高いものから順次予算を執行しているというところでありますので、その辺り若干の執行残の差異が生まれたものというふうに捉えています。なかなか起債だとか、一般財源とか、そういうところで組替えがしづらいという側面もありますので、そこはご理解いただければと思います。

以上です。

(秋谷) ご理解いただきたいって言われたら終わりだ。もう終わり。

274、275ページの都市計画総務費庶務事業、この中の負担金、補助及び

交付金で各種国道に対する負担金を出しているわけですが、熊谷バイパスと上尾道路についての同盟会の活動、要望、6年度中にそれがどの程度反映されたのか、もし反映されたことがあるなら教えてもらいたい。

(道路課長) 上尾道路につきましては、前年度については38億円の予算の中で用地測量や設計業務を行っていると伺っております。ただ、今現在、目に見えて何かちょっと変化しているというところはなかなか見受けられないと思いますけれども、そういった業務も行っているということは伺っております。

以上です。

(秋谷) 熊谷バイパスのほうは何かしらないでしょうか。

(道路課副参事) お答えします。

熊谷バイパスの要望等につきましては、国道17号熊谷バイパス本線部、熊谷渋川連絡道路についての早期事業化を図ることなどを要望として出しております。

以上です。

(秋谷) 276、277ページの荒川左岸通線のお話ですけれども、630メートル、今の南側というのかな、終末から埼玉鴻巣線までの延伸ですが、6年度中に進められた物件調査の委託料の内容はどういった内容なのか、もう一回お話をいただきたい。あとは、今後のスケジュールなどがもし見通せたら、それも併せてお願ひします。

(道路課長) 令和6年度につきましては、道路建設に必要な土地等の取得等に伴う建物、工作物の調査、移転補償額の積算等、並びに土地等の取得に係る調査を行っております。件数は21件行っております。今後につきましては、国の補助金を活用している事業でありますので、国の補助の内示率を見ながら事業を進めていきたいと考えております。

以上です。

(秋谷) 前々から私としては、鴻巣地域の西側の骨格道路というのかな、道路ネットワークの話を質問すると、市ははっきりとは言わないのだよ、どの道路を一番最初に取り組むかというのは。例えば上尾道路が来るから、三谷橋大間線の3期を一番最初にやりますとか、駅南通線を一番最

初にやりますとか、あるいは荒川左岸通線を真っ先にやりますとか、一切言わないの、そういう順位づけを。今例えれば言った3つの都市計画道路があるではないですか。一本一本集中してやったほうがはた目にはよさそうに見えるのだけれども、結局今言った社会資本整備総合交付金か、あれの内示を、何%か下がってきてしまっているけれども、それを得るためにこういうメニューを出しているというふうに理解するしかないのかね。とにかくまどろっこしいのだよ、事業の進みが。

(都市建設部副部長)お答えします。

確かに、秋谷委員おっしゃるように、事業を1本に絞って集中的に行つたほうが工期の短縮、あるいは事業費の短縮というのは見込まれることが考えられます。一方で、地元で整備を望んでいる地権者の方たちからすると、事業はこっちのやってくれないのかというような見方も場合によったら生じる可能性はあります。市としましては、優先順位をつけて行うことのほうが事業を行う上ではやりやすいということは側面としてはあるかと思います。ただ、一方で、それを待ち望んでいる地元の方たちもおりますので、可能な限り並行して進めることによって荒川左岸通線、駅南通線、三谷橋大間線の事業の進捗が図られれば、上尾道路の供用開始に向けて、併せてその3路線が供用が開始できることがベストの選択肢だと思うのですが、実情はなかなか厳しいですけれども、可能な限り社会資本整備総合交付金を活用した上で整備したいと考えております。ただ、秋谷委員おっしゃるように、活用する事業の選択肢を増やすことによって補助金の要望をより多く獲得できる可能性があるのも事実なので、そこを逃さずに効率よく補助金を獲得して、事業を進捗できるように努めているのが現状として捉えているところです。

以上です。

(秋谷)おっしゃるとおり、市民はうちのほうをやってくれないのかって思っているのだよ。左岸通線の北側の人も。南側に行ってしまっているけれども、北側の人もそう思っている。そろそろ北側の話も何かしら考えてもらうことというのはできないものでしょうか。

(都市建設部副部長)おっしゃるとおり、北側に延伸するということは、

上尾道路が今まさに箕田地域で整備が一部行われております。それに合わせて行うことというのは当然有効な手段の一つでありますけれども、そもそも論、荒川左岸通線につきましては、今現在、原馬室地域のB-363号線までが供用開始されております。その後、基本的にはその後の市の計画としましては、さらにその供用開始後、南に延伸しましうねということで地元に話を下ろして事業を始めたきっかけがあります。それを現在、後ればせながら物件調査などの業務を行っているところでございますので、まずは南側の整備を優先として、その上で北側に着手することが財源、両方行うよりは、先ほども申し上げましたけれども、集中的に財源を投下することによって、より効率よく進められるものと考えておりますので、北側の方たちにつきましても、申し訳ないのですが、いましばらくお待ちいただければありがたいと思います。

以上です。

(秋谷) そうすると、左岸通線は、南側は埼玉鴻巣線までのはずなのだよ。その先は北本が一切手をつけていないから。それで、社会資本整備総合交付金を受け取るためのメニューの中に、南側が抜けた暁には、北側をいよいよメニューに組み込んで社会資本整備総合交付金を取るというように受け止めたのだけれども、今の答弁だと、それでいいかね。

(都市建設部副部長) そのようなお考えももちろんあって当然かと思いますが、今私が申し上げたのは理想というか、あるべき姿だと思いますので、まさに北側、お待ちになつていただく方々、当然いらっしゃるかと思います。ただ、全くゼロベースのところから新たな道路を築造するという、時間とお金と労力は大変投資しなくてはならない場所でございますので、その点につきましては、当然都市建設部だけの判断ということではなくて、市の新たに整備する位置づけであつたりですとか、裏づけである財源の確保というものがある程度見えてこないと着手しますよとは申し上げることはなかなか難しいのかなと思いますが、取りあえずは南側が整備されることを優先として行い、それが完成した後に検討させていただくようなことが現時点では想定されます。

以上です。

(秋谷) 23年やっていて全然来ないのだよ。23年もやっているのだけれども、全然来ない。困ったものだ。

同じページで276、277ページのところで、三谷橋大間線の3期のお話なのだけれども、道路用地で5,325万円利用して何メーターというのかな、取得した距離、全体に対して何%ぐらい取得できたものなのでしょう。

(道路課副参事) お答えいたします。

令和6年度までの進捗率ですけれども、36.2%となっております。

以上です。

(秋谷) 三谷橋大間線の3期について言うと、上尾道路との結節点のところが、源経基だったっけ、ツネイエだったっけ、ちょっとあれなのだけれども、要は遺跡とかがある可能性があるというふうに前自分は質問したことがあるのだけれども、その用地を買ったところというのは、いつその調査というのは入るものですか。そういう遺跡調査。それこそ上尾道路が入ってくるときにちょうどいいタイミングで接続するのが一番理想的なのだけれども、今の上尾道路の箕田側を見ていても、遺跡調査で3年も5年もかかってしまって、市の道路ですらもしそんな状態になると、せっかくこうやって進めていても、うまい接続ができないのではないかと思っているのですけれども。

(道路課長) 上尾道路との接続部の用地買収については、まだ用地買収が済んでおりません。用地買収につきましては、全路線の用地買収ある程度進んだところから工事を行っていきたいと考えていますけれども、遺跡が出た場合にはやはり長期の発掘作業とかで時間を要することとなりますので、そこにつきましても今後協議して考えていきたいと思います。

以上です。

(秋谷) ですので、逆にそっち側先に話を進めていかないと、個人的には時間が相当ロスしてしまうのではないかと思うのだけれども、そういった交渉というのはできないものなのでしょうか。もちろん相手のいることだけれども。

(道路課副参事) お答えいたします。

三谷橋大間線の上尾道路の接続点につきましては、伝源の館跡のところは都市計画の変更しておりますので、あそこの敷地自体には三谷橋大間線はかからないようになっております。その脇のほうで通るようになりますので、民地のところをおおむね買収できたら、先ほど答弁したように、遺跡調査等もその区域に入っているのであれば検討していくようになると思います。

以上です。

(秋谷) コースを変えて、伝ね、あくまで伝わっている状態のところというのははずれたというのは、それは認識はしているのだけれども、本来そういう道路を入れた場合というのは調査をかけるものなのではないですか。そういうエリアがあるところというのは。本来は。ただ買ったからって、コースを変えたからって、ではというわけにはいかない地域ですよね。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 5 分)



(開議 午後 4 時 00 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課副参事) お答えいたします。

埋蔵文化財につきましては、生涯学習課で埋蔵文化財掘削エリアというのを確定しておりますので、今回の三谷橋大間線がその区域に入っているのかどうか関係部署等と協議をしながら、もし入っているようであれば、しなくてはいけない状況にはなりますので、今後、生涯学習課のほうとエリアの中にその区域が入っているかどうかまず確認をして、実施のほうを検討していきたいと思います。

以上です。

(秋谷) 278、279ページの公園整備奉仕活動団体のところで、37団体って先ほど質疑があって、答弁としては、今後は増やしたいというような答弁があったと思うのだけれども、自分の以前の認識では、活動団体がどんどん、どんどん以前に比べたら減ってきてている状況の中で、増やす

という発想というのはなかなか難しいだろうというやり取りを過去はしていたはずなのだ。増やすほうに転換されたのですか。過去の活動奉仕団体の数がもし分かれば、それも併せて報告してください。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

まず、活動奉仕団体の登録数ですが、令和6年度は39、令和5年度も39、令和4年度は38、令和3年度が40というところで、若干ですが、今減っている状況です。減っている状況としますと、やはり団体の方が高齢化だったりとか、あとは猛暑とかでなかなか活動が難しいというところもお声は聞いているのですけれども、やはり市としますと、そういう公園につきましては、そういう奉仕活動団体等で清掃活動とかをしていただきたいと、こういうところで補助金というか、奨励金のほうも少し上げていますので、そういうところで増やしていきたいとは考えております。以上です。

(秋谷) もし増やすのであれば、広報で流すだけでは無理だよ。現場の自治会の集まりに出たほうがいいよ、現状が分かるから。うちの自治会も結構長い間頑張っていた。でも、もう住民を抑え切れないのだよ。何で抑え切れないか。自分はこういう立場だから、ちゃんと説明するのだよ。これを例えどちらかに委託すればできますと。ただ、それは税金かかるのですと。皆さんの税金をそういったものに投入すれば、別の部分のお金は当然使えなくなりますと。いろいろ皆さん役割分担で、年に1回ぐらいだから、実際自治会でやるのは、だから頑張って続けませんかって言っても、使わないからって。その公園使っているの子どもたちでしょうって。もう年重ねると、もちろん肉体的な部分もあれば、一番やらない理由は使わないからなのだよ。だから、もし増やそうと思うなら、その該当エリアに行って、現場を見て、お願いしてきたほうがいいよ。そういうことをやるのかね。自分はそういうのを見ているから、自分のところで。いや、本当そうしないと増やすなんて無理だよ。そういう活動するの。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員の

おっしゃるとおり、今広報では年1掲載してはいるのですけれども、実情増えてはいないというのが実情になります。今後につきましては、増やしたいという考え方もあるので、現場に行って、今後どうするかというのはこれから少し担当課と話しながら、どうしたらもうちょっと増やしていくけるかというのを考えながら進めていければと思います。

以上です。

(秋谷) 頑張ってください。

280、281ページのすみれ野中央公園のところなのだけれども、私の記憶が確かなら、北鴻巣の西口がたしか平成19年、18年、その辺りかな、きれいになったのは。もしかしたら20年ぐらいになってしまっているかもしれないね。マンションが途中で建てられなくなってしまった時代だから。それで、エリアマネジメント北鴻巣の団体の方々も、その年数から考えると相当、もう15年、場合によっては20年近く活動している団体なわけなのだけれども、団体の構成員の数はどうですか。変わらないですか。実態はどういう状況なのだろう。だって、普通、さっき公園の話をしたけれども、どこの自治会だって高齢化で勘弁してくださいって言っているところも多いのです。当然この北鴻巣にお住まいの方々だって高齢化しているわけだから、その辺りの実際の活動内容とか活動している人間の数、そういう実態はどうなっていますでしょう。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

こちらのN P O 法人エリアマネジメント北鴻巣につきましては、すみれ野に住んでいる方々が会員となって成り立っている団体となっております。令和6年6月15日付の会員構成は、349世帯となっております。こちらの年代的な構成というのはなかなか分かり知れないところはあるのですけれども、この中で皆さんのがいろんな維持管理等をしていただいているというところがございます。ただ、常に皆さんが出るというわけではなくて、管理する核となるメンバーの方がいますので、そちらの方が通常維持管理をしていただいて、そのほかの方はイベントとかで除草するだとか、そういうふうなことで公園の管理に携わっていただいているよ

うな状況でございます。

以上です。

(秋谷) そうすると、従前と変わらぬレベルの管理ができているという理解でよろしいですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 委員のとおり、そのとおりです。

以上です。

(秋谷) 282、283ページの川里中央公園整備事業のところなのだけれども、未整備地区の除草委託の委託料が計上されているのですけれども、この未整備地区の内容と、整備に対する現状の取組と今後の取組をお聞かせいただきたい。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 川里中央公園の現状というか、まずお話しさせていただきますと、今現在、農研センターの前の辺りの公園が整備されている部分と、あと弁天池の部分が整備されております。弁天池と農研センターのところの公園の間の部分が今後整備する予定の場所となっております。用地買収を過去から続けておりまして、今現在1,800平米ほどまだ未買収のところがあります。全体的な用地の取得率としますと、約92%となっております。その部分が買収のほうが進めば、今後設計等を進めていきながら整備を進めていきたいとは思っていますが、今のところ北新宿の公園だったりとかという整備予定もございますので、その辺を加味しながら、あと市の予算等を加味しながら、今後事業を進めていかなければと考えております。

以上です。

(秋谷) 地権者は了解しているの。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 平成26年度から交渉というか、お話は行っているのですが、今現在なかなかご納得いただけない状況です。

以上です。

(秋谷) そうすると、答弁のとおりには自分には思えない。この川里中央公園というのは、ご存じだろうけれども、鴻巣と川里と吹上で合併を

したときの重大事業なのだよ。北新宿の公園だって、それは重要かもしれないけれども、川里中央公園は、そうだよね。今どういうアプローチをしているのかというお答えはまるでなかったけれども、26年に交渉に行って、それ以降はどういうことをやってきたのだろう。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) お答えいたします。

26年から毎年地権者の方には交渉というか、お話はさせてはいただいております。ただ、なかなか今現在も地権者の方からご納得というか、よい返事が聞けていない状況でありますので、今後も継続的にこの方に納得いただけるような形でちょっとお話をしたいとは考えております。

以上です。

(秋谷) ちなみに、令和6年度は何回行ったのかね。相手は一体何をどうすればオーケーするのだ。それとも、先祖代々の土地だから、もう絶対うんと言わないのかい。どういう事情なのだろう。

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 納得いかない理由につきましては、交渉内容となりますので、ちょっとなかなかお答えができないのですが、平成26年には、過去の資料を見ますと1回、その後、27年は3回とかということで行っておりまして、今まで計22回は伺っています。

以上です。

(6年度はの声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) 6年度は1回です。

(1回行っているんだ、それでもの声あり)

(都市建設部参事兼都市計画課長兼産業団地プロジェクト課長) はい、6年度も行っています。

(秋谷) では、勘弁しよう。いや、行かないと駄目だから、こればかり。気が変わっているかもしれないから。

286、287ページの下水道課の一般下水道の維持管理のところでちょっと

聞きたいのですけれども、縦越明許になっている一般下水道の布設替えはどこだったかな。ちょっと場所を詳しく教えてもらいたいのですけれども。

(下水道課長)一般下水道の縦越工事の布設替えの場所につきましては、大字でいいますと天神の……ちょっと休憩をお願いします。すみません。

(委員長)暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時14分)



(開議 午後4時15分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(下水道課長)大字でいいますと天神4丁目地内で布設替え工事を行っています。

(秋谷)一般下水の布設替えというのは、過去、例えば調整区域のほうでは当然公共下水入っていないから、一般下水で対応するわけではない。やってもらいたいというお話をしても、なかなかその一般下水 자체はもう事業をやらないのですというお答えだったのだよね。その天神のところで一般下水の布設替えをするというのは、どういった理由なのかな。

(下水道課長)この一般下水道の布設替えにつきましては、民地に一般下水道が入っていることが判明したために、民地から官地に布設替えをするものです。

(秋谷)288、289ページのところの市営住宅施設の維持管理事業の中の工事請負費でアスベスト除去処分工事なのだけれども、アスベストが出てしまったのは、これは松原2号棟。どこだろう。

(都市建設部参事兼建築住宅課長)こちらのアスベストにつきましては、令和6年度に鴻巣市公営住宅長寿命化計画に基づく松原2号棟の外壁屋根改修工事の設計を行うに当たりまして、外壁の中性化の程度を試験する、その試験のための調査を行いました。その際に、コンクリートの外壁にコアという直径10センチ程度の筒状のものを差し込んでコンクリートを抜くのですけれども、その抜くのに当たって、外壁材に以前の調査でアスベストが混入しているというのが分かっておりましたので、抜く

前に、コアを抜く部分の外壁材を、30センチ角程度ですけれども、除去いたしました。そちらの工事費という形になります。

以上です。

(秋谷) そうしたら、全部が全部アスベストが除去できているわけではないよね。それは7年度で対応していたかな。

(都市建設部参事兼建築住宅課長) こちらは設計のための調査ということで、先ほど申し上げましたように、30センチ程度の3か所を除去したものですが、こちらの工事につきましては、今年度は工事のほうの実施は予算化しておりませんで、次年度以降の予算編成の中でまた工事のほうの計画については検討していくということになっております。

以上です。

(秋谷) 時間切れだからやめる。

(時間ありますけどの声あり)

(秋谷) いい、いい。時間切れだから、終わりにしよう。

(委員長) 以上をもちまして本日の会議は散会といたします。

本日はお疲れさまでした。

(散会 午後4時19分)